

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12672

研究課題名（和文）中近世イタリアの民事契約法学における言説空間の多元性

研究課題名（英文）On Premodern Contract Reasoning Resources Network

研究代表者

平野 秀文（HIRANO, Hidefumi）

千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授

研究者番号：60779544

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：第一に、古法時代の委任契約につき、受任者の報告義務と委任者の償還義務とを検討し、委任事務における計算と危険の領域が観念されていることを示した。第二に、委任の引受けの無償性、受任者が支出した費用や被った損害についての委任者の填補義務などの基本的な論点につき、中世ローマ法からフランス民法まで、先行研究の要約と整理を行い、また史料解釈に若干の微修正も加えた。第三に、法人の意思表示をめぐり、これを代理論に還元しえない固有性をもった問題として探究する近時の研究の紹介と若干の批評を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は最終的に委任を中心的に検討するものとなったが、委任は、会社、不動産取引、保険、貿易、銀行取引、商品開発、親権、後見等々、社会に埋め込まれた多くの制度において使用ないし応用されている、社会の基幹を担う概念の一つである。そして、これらの諸制度が高度化するのに応じて、委任の概念も随時アップデートが求められる。それは学際的な作業でありうるが、概念を歴史的に検討することは、その重要な準備作業である。

研究成果の概要（英文）：The research firstly illustrated that the authors in Ancien Regime had a conception of a sort of accounting and burden of risks in the contract of mandatam. In the second place it realized a survey article on historical development in several main points, such as gratuitous acceptance or duty of indemnity, in the contract of mandatam, and a book review on the consent of the corporation.

研究分野：民法学

キーワード：委任

1. 研究開始当初の背景

2017年5月に民法(債権法)改正が成り、ローマ法以来、合意に加えて目的物の引渡しを契約成立要件とする要物契約に分類されてきた消費貸借、使用貸借、寄託について、いわゆる諾成主義化が施されたことを受け、その分類の意義は再検討されるべき状況にある。

そこで、民法上の各種の契約を諾成契約や要物契約として分類する意義はどこにあるか、またそれらを広く諾成契約化する動機が根本的にはどこに由来するのか、さらには諾成主義化の運動と、合意の拘束力に関する意思主義とはどのような関係に立つのか、といった問いが浮上する。この問題は、少なくとも中世教会法以来の長い歴史をもつ、深度の深いものの一つであり、有効な議論を展開するには大掛かりな準備が要求される。このような認識に基づき、継続的な研究を実現すべく、本研究を研究課題として申請するに至った。

2. 研究の目的

研究課題申請時における本研究の目的は、中近世イタリアの商事法学で進展した、合意の拘束力をはじめとする契約法の基幹部分に関する議論を、民法(ローマ法)・商法の各文献ジャンルの相互関係および司法制度の変遷に着目しながら再構成・分析し、契約が合意を中核とすることの理論的基盤や、契約の類型的把握の意義に関する議論の前提を再検討することにあった。

しかし、対象と目した文献群において、商事法学が民事法学を明示的に参照するのに対してその逆は必ずしも明示的でなく、また前者による法源や文献等の参照方法もしばしば拡散的かつ断片的であるため、上記のような再構成を実現するには、ある段階から史料収集を行い本格的なコーパスを用意する必要があったが、折悪しく新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、そうした作業は断念せざるを得なくなった。

状況を打開するため、2019年度に試掘的に研究を着手していたフランス古法に、2020年度から軸足を移し、そこからイタリアを中心とする民商事法学、さらには19世紀以降の法典を中心とする法学も睨むかたちで、寄託や委任を対象に、当時の主要な法学文献における法源・先行文献の利用の仕方に着目し、言説の変容を検討することにした。

3. 研究の方法

寄託や委任を対象として、フランス民法典への結実という観点におけるフランス古法の主線を形成したドマ(Jean Domat(1625-1696))、ポチエ(Robert-Joseph Pothier(1699-1772))を中心にその学説を検討した。特に後者が明示的にも(また黙示的にも)援用する、中世ローマ法学との連続性と変容を析出する方法をとった。その際、不十分にならざるを得ないにせよ、イタリアとフランスを中心とする中近世の商取引の研究にも取り組むように意識した。

同様に、その位置づけを生かして、フランス民法典およびその後のフランス法学において、フランス古法がどのように利用され、どのように変容を被ったかを検証した。また、現代法の研究と連絡すべく、寄託や委任について、現代フランス法学の研究成果を消化するようにした。なお、この間、フランスでは寄託や委任を含む各種契約の法改正作業が進行しており、研究会等の開催が激減したために情報の流通量には限界もあったが、その追跡も行った。

4. 研究成果

第一に、古法時代の委任契約につき、ポチエの記述に沿って、受任者の報告義務と委任者の償還義務とを検討し、この二つの義務のなかで委任事務における計算と危険の領域が観念されていることを示した。議論の文脈という観点からは、報告義務については、主題の商取引との親和性にもかかわらず商事法の議論との応接の痕跡が乏しいこと、償還義務については、先行研究に抛りつつ、中世の註釈学派および註解学派以来の文脈のなかに位置づけうるが、独自性も目立つこと、いずれの義務においても組合論を参照しているところ、償還義務は伝統的にそのような議論が存在したのに対し、報告義務でも細かい点で組合に言及しており、それを通じて計算と危険に関する構想が示唆されること、その構想に見出される問題点が現代フランス法(およびひいては現代日本法)においても根本的には克服されないままであること、を確認した。

第二に、法史学の教材(近刊)のなかで担当させていただいた「委任」の項目では、受任者による委任の引受けの無償性、受任者が支出した費用や被った損害についての委任者の填補義務(償還義務)などをはじめとする基本的な論点に絞って、ユスティニアヌス法典を一応の出発点に、中世ローマ法からフランス古法を経てフランス民法に至る文脈を、主要な学説および裁判例を踏まえつつ確認する作業を行った。フランス民法の成立においては、委任の無償性を原則の地位に後退させ、いわゆる有償委任を是認することで、現代の委任法が、その一応の出発点から基本線においてどのような変容を被っているかを記した。扱った論点自体はすでに知られているものばかりであり、内容においても研究の成果というよりは先行研究の要約と整理が中心となっているが、先行研究で行われた史料解釈に若干の微修正も加えた。

第三に、委任の研究と地続きの成果として、代理法および法人法に関するものがある。すなわち、法人の意思表示をめぐり、これを代理論に還元しえない固有性をもった問題として探究し、現代の法秩序を前提として、法人（特に株式会社）の意思表示を規律する制度や理論が局面ごとに独自の様相を示すことを明らかにする近時の研究書を取り上げ、内容紹介と若干の批評を行った。その研究を踏まえると、現代の法人法と古典的な委任・代理法との距離は従来論じられ共有されてきた認識よりも既にはるかに開いていることになる。その意味でもやはり、翻って、委任・代理の言説を再検討する必要が改めて生じているといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 平野秀文	4. 巻 135(5-6)
2. 論文標題 学界展望 フランス法 Samuel Francois, Le consentement de la personne morale, LGDJ, Lextenso, 2020	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 543-547
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平野秀文	4. 巻 91
2. 論文標題 イングランド法上の受託者の公平義務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 トラスト未来フォーラム研究叢書『信託の基礎法理と現代的問題の結びつき』	6. 最初と最後の頁 93-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 HIRANO Hidefumi
2. 発表標題 Depositum at turning points
3. 学会等名 Cambridge Law and Humanities Research seminar
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 HIRANO Hidefumi
2. 発表標題 Mandatum at turning points
3. 学会等名 Cambridge Law and Humanities Research seminar
4. 発表年 2022年～2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岡本 裕樹、沖野 眞巳、鳥山 泰志、山野目 章夫	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 990
3. 書名 民法学の継承と展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------